

選手強化本部規程

第1条（総則）

この規程は、公益財団法人 日本自転車競技連盟定款（以下「定款」という。）第42条並びに専門委員会規程第2条第2項の規定に基づいて設置された、選手強化本部会（以下「強化本部会」という。）の組織及び運営について必要なことを定める。

第2条（目的）

強化本部会は、オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会等主要国際大会でのメダル獲得を目指し、定款第4条第1項（3）（6）の事業を円滑に遂行することを目的とする。

第3条（事業）

強化本部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 強化事業に係わる予算の執行に関すること。
- (2) 強化事業の総合計画に関すること。
- (3) 代表選手団（選手、監督、コーチ、メカニック、マッサー、情報スタッフ、ドクター、通訳、総務）の選考及び選考の解除に関すること。ただし、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、ユースオリンピック競技大会、世界選手権自転車競技大会及びアジア自転車競技選手権大会を除く大会の選考及び選考の解除に関することについては、種目に応じ、トラック委員会、ロード委員会、BMX委員会及びマウンテンバイク委員会（以下、「種目別委員会」という。）、若しくはシクロクロス小委員会、トライアル小委員会、室内自転車競技小委員会及びパラサイクリング小委員会（以下、「種目別小委員会」という。）に委任することができる。種目別委員会若しくは種目別小委員会に委任した事項のうち同委員会若しくは種目別小委員会が強化本部会による決定を求めて答申したものは、強化本部会において決定する。
- (4) 代表選手団の派遣に関すること。
- (5) 種目別委員会若しくは種目別小委員会より提議された事項に関すること。
- (6) 競技力向上に必要な事業の一切に関すること。

第4条（構成）

強化本部会は次の構成とし、会長が本部長となり、副会長及び専務理事が副本部長、常務理事及び種目別委員会委員長が本部員となり、理事会の議を経て会長が委嘱する。

1. 本部長（会長）
2. 副本部長（副会長）

3. 本部員（専務理事、常務理事及び種目別委員会委員長）
4. 学識経験者は若干名とし、必要に応じて会長が委嘱する。

第5条（任期）

本部委員の任期は、理事の任期と同期した2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、補欠として選任された本部委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第6条（職務）

本部長は、強化本部会を代表して会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代行する。

第7条（会議）

強化本部会は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 強化本部会は、本部委員の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表明したものは、出席者とみなす。本部会の決議は、出席本部員全員の賛成を原則とし、意見の相違する場合は本部長が総合的に判断した上で決定する。

- 3 前項の規定にかかわらず、本部委員が強化本部会の決議の目的である事項について提案した場合において、本部委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する強化本部会の決議があったものとみなす。

第8条（庶務）

強化本部会の庶務は事務局において処理する。

附則

平成7年（1995年） 6月24日制定

平成9年（1997年） 9月27日改正

平成11年（1999年） 4月24日改正

平成27年（2015年） 2月25日改正

平成28年（2016年） 9月21日改正

平成29年（2017年） 7月7日改正

平成30年（2018年） 6月13日一部改正

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

令和元年（2019年） 9月3日一部改正

この規程は、令和元年6月24日に遡及して施行する。